

地方における国民保護対策について

平成30年4月6日

消防庁国民保護・防災部国民保護室

国民保護について

国民保護法成立までの経過

昭和52年（1977年）

テポドン
不審船



安全保障の危機に
直面する現実



有事立法
の具体化



有事法制（事態対処法制）の研究

平成11年 5月（2001年）

平成13年 9月（2001年）

平成13年10月（2001年）

平成14年 4月（2002年）

平成15年 6月（2003年）

平成15年 6月（2003年）

平成16年 6月（2004年）

周辺事態安全確保法成立

米国同時多発テロ

テロ対策特別措置法成立

有事関連3法案を国会に提出

事態対処法成立

国民保護法政整備本部の設置

国民保護法成立

国民保護とは

- 国民保護とは、武力攻撃事態等において、**武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にすること**
- 上記に関し、必要な事項を定めたものが武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（「**国民保護法**」）
- 国民保護法は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（「**事態対処法**」）と相まって、**国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための法律**

万一の事態が起こった場合に、

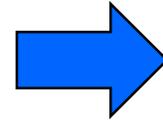
- 正確な情報を把握し、住民に伝え、住民が正しく**避難**できるようにする
- **救援、武力攻撃災害への対処**を行う

国、県、市町村、住民などが協力して、住民を守るための仕組みであり、

住民の生命や財産を守るという意味では、地方公共団体・消防の本来の役割とも言える。

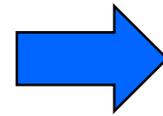
自然災害との相違点

○何が起きているか、外形上はわからない



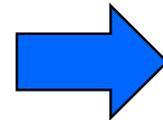
住民へ正確な情報を伝達する仕組み

○相手に意図があり、第二、第三の攻撃が起こるおそれ



安全に住民の避難誘導を行う仕組み

○殺傷を目的とした武器により、被害が空間的・時間的に拡大



消防職員等の安全を確保する仕組み

国が情報を集約し、国の判断・責任で対処する仕組み

国民保護事案への対応の流れ



緊急参集チーム

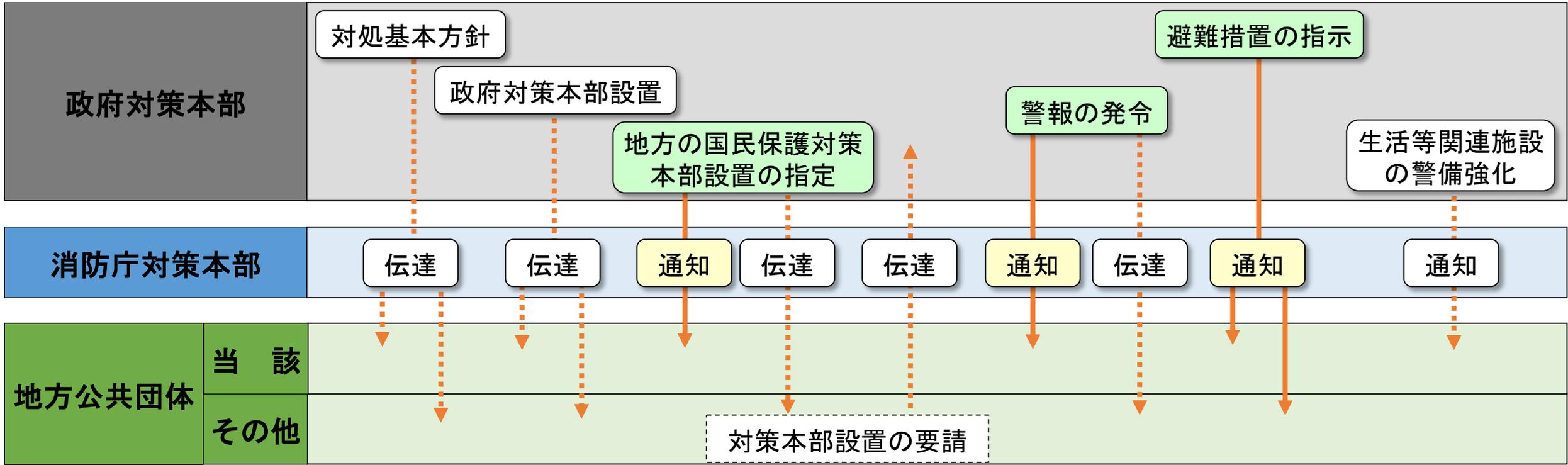
事態対処専門委員会・国家安全保障会議

臨時閣議

(凡例)
 法律に規定 : ———→
 参考通知 :→

時間の流れ

事態認定



防災と国民保護の対応の差異

防災

地震、台風等
地理的状况、気象状况等による

自治事務

市町村（国、県は補完）

市町村

独自に設置

自主的な避難

補完
市町村による避難の勧告・指示
(緊急通報、防御措置は実施しない)

事務性格

対応主体

費用負担

対策本部

避難

県の役割

国民保護

武力攻撃、テロ
悪意ある相手により引き起こされる

法定受託事務

国→県→市町村

国

国の指定による設置

避難誘導

主体
県による避難の指示
緊急通報、防御措置

国民の保護のための措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするための措置を言い、各機関における主な措置は次のとおり。

国民保護措置	国	都道府県	市町村
住民の 避難 に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> ○警報の発令 ○避難措置の指示 	<ul style="list-style-type: none"> ○警報の通知 ○避難の指示 ○避難住民の誘導 ○都道府県の区域を越える住民の避難 	<ul style="list-style-type: none"> ○警報の伝達 ○避難実施要領の策定 ○避難住民の誘導、運送の求め ○関係機関の調整
避難住民等の 救援 に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> ○救援の指示 ○応援の指示 ○安否情報の収集・提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○救援の実施 ○緊急物資の運送の求め ○安否情報の収集・提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○救援の実施 ○緊急物資の運送の求め ○安否情報の収集・提供
武力攻撃災害への対処 に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> ○生活関連等施設の安全確保 ○危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止 ○放射性物質等による汚染の拡大防止 	<ul style="list-style-type: none"> ○武力攻撃災害の防除・軽減 ○緊急通報の発令 ○退避の指示 ○警戒区域の設定 ○保健衛生の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○退避の指示 ○警戒区域の設定 ○消防 ※消火、負傷者の搬送、被災者の救助等
国民生活の安定に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> ○生活関連物資等の価格の安定等 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活関連物資等の価格の安定等 	<ul style="list-style-type: none"> ○水の安定的な供給
武力攻撃災害の復旧に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> ○損失・損害補償 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難及び救援に必要な物資・資材の備蓄等 ○職員の派遣の要請 	

国民保護法に基づく消防庁の主な役割

都道府県又は市町村（消防機関）から被害情報を収集し、政府へ報告

- 避難：政府が発出する「警報の発令」及び「避難措置の指示」を総務大臣名で都道府県に通知
- 救援：政府が発出する「救援の指示」を都道府県へ伝達
都道府県から報告される安否情報のとりまとめ及び国民からの照会に対する回答
- 武力攻撃災害への対処：武力攻撃災害の防御及び消防の応援等に関する消防庁長官の指示の発出

政府

消防庁

都道府県

市町村（消防機関）

住民の避難

避難住民等の救援

武力攻撃災害への対処

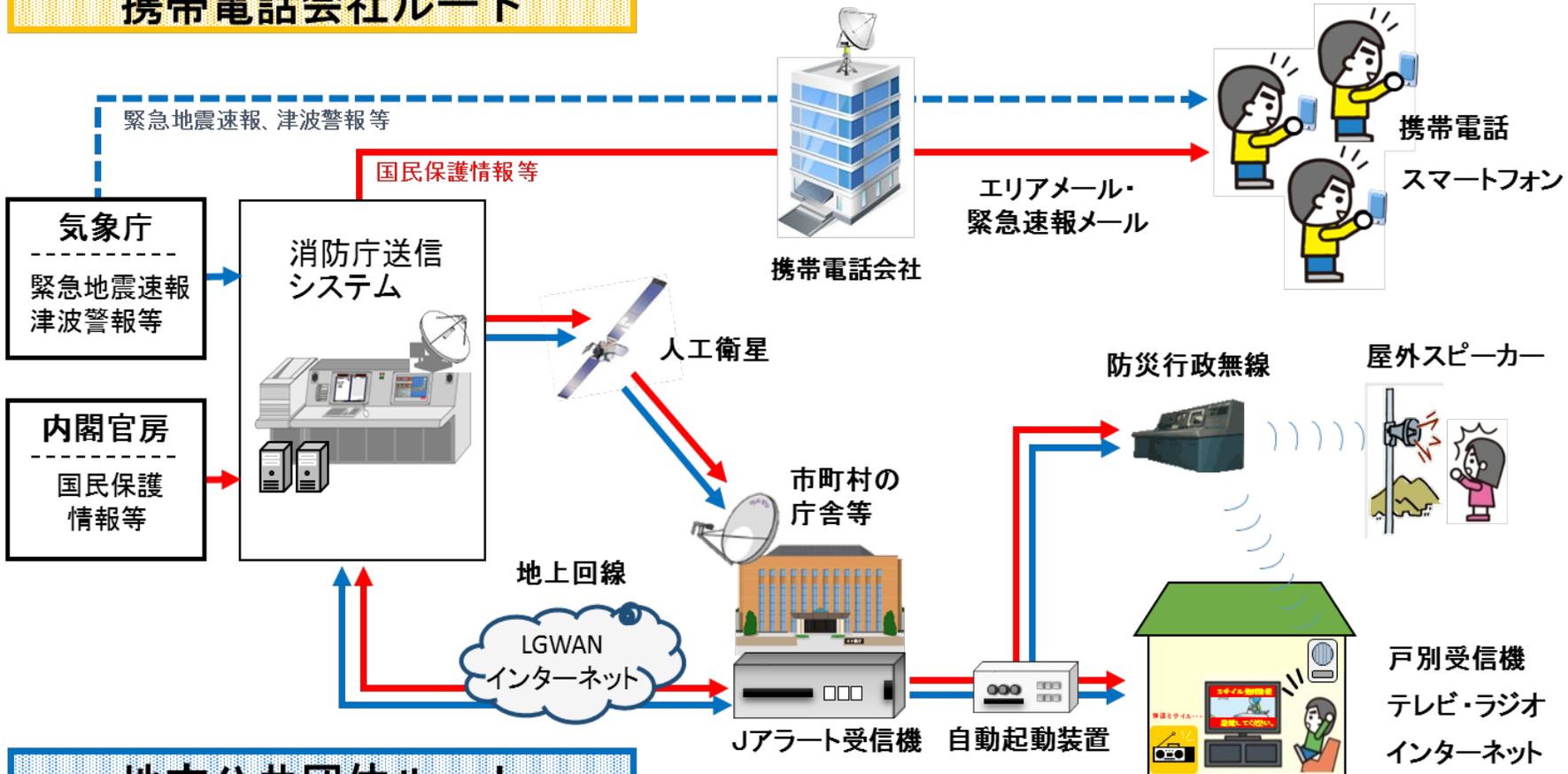
住民（協力）



全国瞬時警報システム（Jアラート）

弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステム

携帯電話会社ルート



地方公共団体ルート

これまでの主な使用実績

<国民保護関係>

- H24.12 北朝鮮ミサイル発射情報（沖縄県地方）
- H28.2 北朝鮮ミサイル発射情報（沖縄県地方）
- H29.8 北朝鮮ミサイル発射情報（北海道外11県）
- H29.9 北朝鮮ミサイル発射情報（北海道外11県）

<気象関係>

- 緊急地震速報
 - H23 東日本大震災 他多数
 - H24 福島県沖 他15回
 - H25 淡路島付近 他8回
 - H26 伊予灘 他5回
 - H27 徳島県南部 他6回
 - H28 平成28年熊本地震 他多数
- 大津波警報・津波警報
 - H23.3 東日本大震災
 - H28.11 福島県沖地震
- 大雨等の特別警報
 - H27.9 台風第18号（茨城県、栃木県、宮城県）
 - H28.10 台風第18号（沖縄県）
 - H29.7 梅雨前線・台風第3号（島根県、福岡県、大分県）
- 噴火警報・噴火速報
 - H26.9 御嶽山噴火
 - H30.1 草津白根山噴火

住民避難の仕組み

国（対策本部）

【警報の発令・通知】

- 武力攻撃事態等の現状と予測
- 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- 住民や公私の団体に対し周知させるべき事項

【避難措置の指示】

- 住民の避難が必要な地域
- 住民の避難先となる地域
- 住民の避難に関して関係機関が構
ずべき措置の概要

都道府県（対策本部）

【警報の通知】

- 武力攻撃事態等の現状と予測
- 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- 住民や公私の団体に対し周知させるべき事項

【避難の指示】

- 住民の避難が必要な地域
- 住民の避難先となる地域
- 主な避難の経路
- 避難のための交通手段

市町村（対策本部）

【警報の伝達】

- 警報の内容を住民・関係団体に伝達、執行機関に通知
- 防災行政無線のサイレンや他の手段を活用し、できるだけ速やかに伝達
- 都道府県警察の協力

【避難住民の誘導】

- 直ちに避難実施要領を定める
- 市町村長が市町村職員及び消防を指揮し避難住民を誘導
- 警察官等による誘導の要請

指定公共機関 指定地方公共機関

- 放送事業者による警報や避難の指示の放送
- 運送事業者による避難住民の運送 等

都道府県の区域を越える避難

- 関係都道府県知事は受入れについてあらかじめ協議
- 受入れない正当な理由のない限り受入れ

※避難方法には、大別して、要避難地域外への域外避難と、要避難地域内の建物等への屋内避難がある。

救援に関する措置

- 国からの指示を受け、都道府県が救援活動を実施
- 緊急時は、国の指示がなくとも都道府県は救援を実施可能

都道府県
(国民保護対策本部)

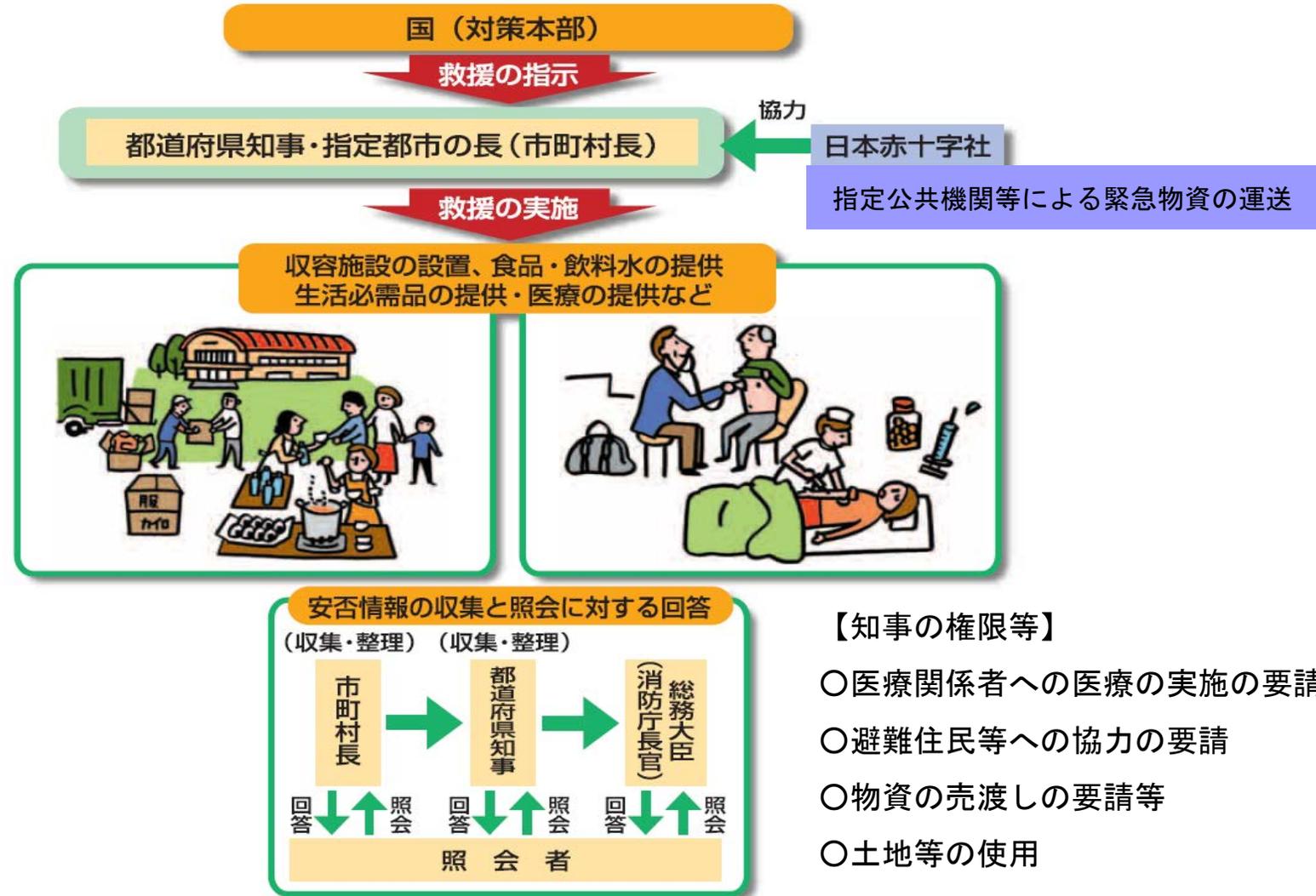


市町村
(国民保護対策本部)



○市町村は都道府県の救援活動を補助

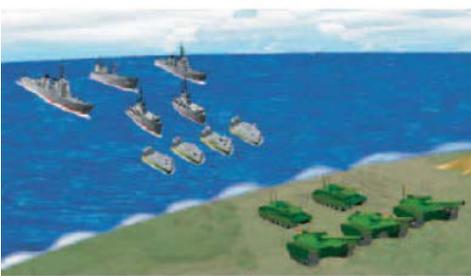
○都道府県の委任により市町村も救援を実施可能



武力攻撃事態等について

武力攻撃事態の類型

① 着上陸侵攻



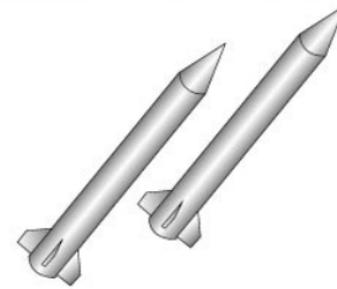
- 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。
- 航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。
- 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。

③ ゲリラ・特殊部隊による攻撃



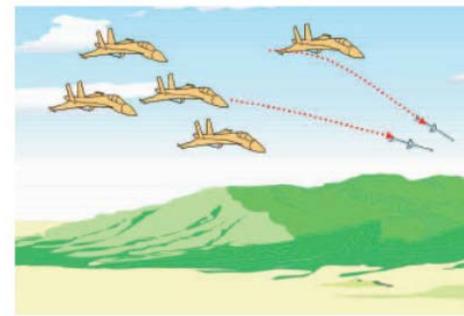
- 突発的に被害が発生することも考えられる。
- 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的だが、攻撃目標となる施設（原子力事業所などの生活関連等施設など）の種類によっては、大きな被害が生ずる恐れがある。
- NBC兵器やダーティボムが使用されることも想定される。

② 弾道ミサイル攻撃



- 発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間での着弾が予想される。
- 弾頭の種類（通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか）を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる。

④ 航空機による攻撃



- 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易ですが、予め攻撃目標を特定することが困難。
- 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。

緊急対処事態の類型（攻撃対象施設等による分類）

緊急対処事態：武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃

（事態例）

➤ 原子力事業所などの破壊

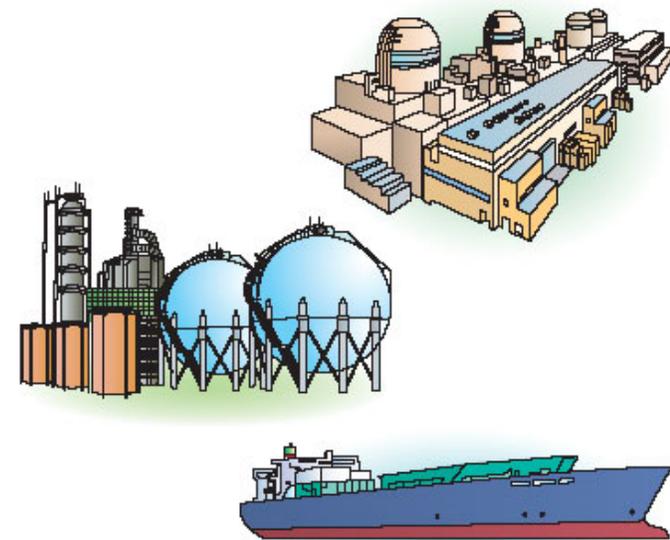
大量の放射性物質などが放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくします。

➤ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設などの爆破

爆発・火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどの被災により、社会経済活動に支障が生じます。

➤ 危険物積載船などへの攻撃

危険物の拡散により沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾や航路の閉塞、海洋資源の汚染など、社会経済活動に支障が生じます。

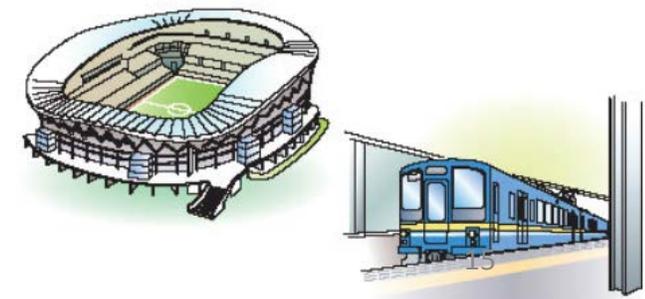


多数の人が集合する施設等に対する攻撃

（事態例）

➤ 大規模集客施設、ターミナル駅などの爆破

爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合は被害が多大なものとなります。



緊急対処事態の類型（攻撃手段による分類）

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃

（事態例）

➤ ダーティボム※などの爆発

爆弾の破片や飛び散った物体による被害、熱や炎による被害などが発生し、放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもあります。

➤ 生物剤の大量散布

人に知られることなく散布することが可能です。また、発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動し、後に生物剤が散布されたと判明した場合には、既に広域的に被害が発生している可能性があります。ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられます。

➤ 化学剤の大量散布

地形・気象などの影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリンなどの神経剤は下をはうように広がります。



※ダーティボム

放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃

（事態例）

➤ 航空機などによる自爆テロ

爆発・火災などの発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどが被災し、社会経済活動に支障が生じます。



北朝鮮によるミサイル発射事案①（平成29年8月29日）

<弾道ミサイル発射の概要>

8月29日（火）

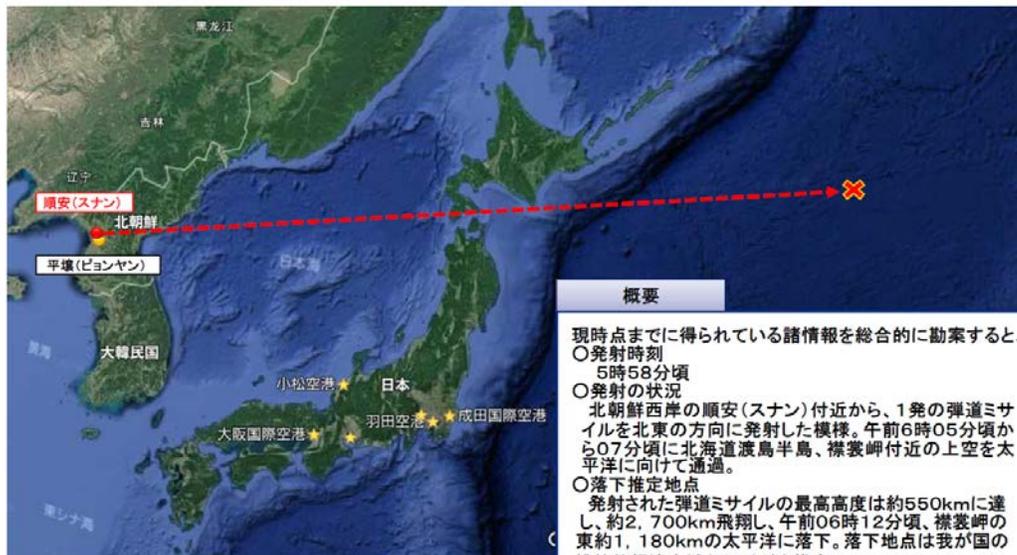
5時58分頃 北朝鮮西岸から東北地方方面にミサイル発射

6時07分頃 北海道渡島半島及び襟裳岬の上空を太平洋に向けて通過

6時12分頃 襟裳岬の東約1,180kmの太平洋（我が国の排他的経済水域（EEZ）外）に落下したものと推定

17年8月29日の北朝鮮による弾道ミサイルの発射について
（イメージ）

2017年8月29日
防衛省



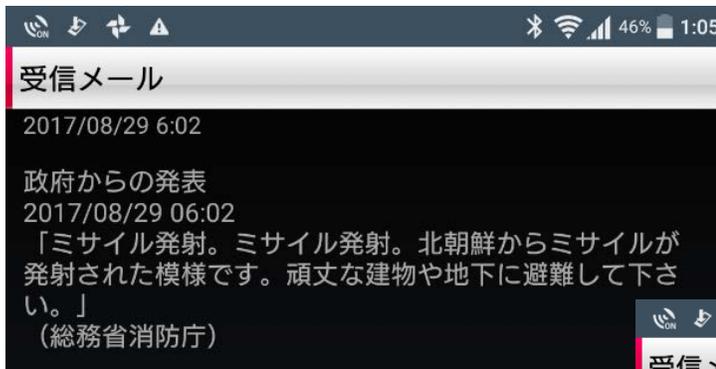
概要

現時点までに得られている諸情報を総合的に勘案すると、

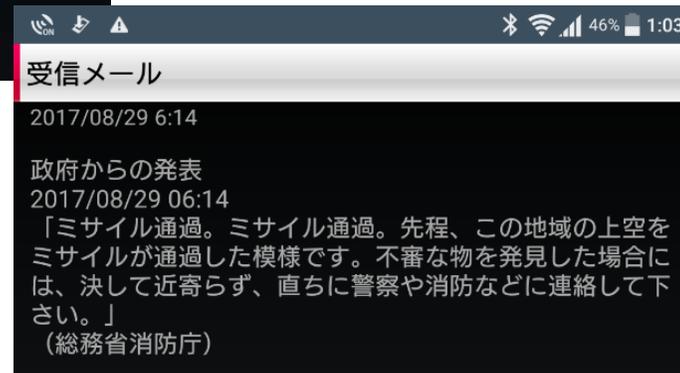
- 発射時刻
5時58分頃
- 発射の状況
北朝鮮西岸の順安（スナン）付近から、1発の弾道ミサイルを北東の方向に発射した模様。午前6時05分頃から07分頃に北海道渡島半島、襟裳岬付近の上空を太平洋に向けて通過。
- 落下推定地点
発射された弾道ミサイルの最高高度は約550kmに達し、約2,700km飛行し、午前6時12分頃、襟裳岬の東約1,180kmの太平洋に落下。落下地点は我が国の排他的経済水域（EEZ）外と推定。
- 弾種
詳細については分析中

携帯電話に配信された実際の緊急速報メール

（発射情報）



（通過情報）



北朝鮮によるミサイル発射事案①（平成29年8月29日）

消防庁の対応

8月29日（火）

6時00分 消防庁長官を長とする消防庁緊急事態調整本部を設置

6時02分 発射情報をJアラートで伝達（対象12道県※）
※北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、
福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県

6時14分 通過情報をJアラートで伝達（対象12道県※）

7時50分 北朝鮮による弾道ミサイルとみられる飛翔体発射に伴う
消防庁の対応について（第1報）都道府県に情報提供

8時25分 同（第2報）都道府県に情報提供

9時35分 同（第3報）都道府県に情報提供

14時10分 同（第4報）都道府県に情報提供

8月31日（木）

16時00分 国民保護運用室長を長とする消防庁第1次情報連絡室
へ改組

住民に対する情報伝達の状況

○12道県内の各市町村では、Jアラート等で受信した情報を防災行政無線等の情報伝達手段を用いて直ちに住民へ伝達。情報を受信後、直ちに防災行政無線等の情報伝達手段を起動。

○Jアラートによる住民への情報伝達は、12道県内の617市町村のほとんどで不具合なく行われたが、24市町村において、情報伝達に支障が生じた。

○緊急速報メールについて、消防庁から直接、携帯電話事業者を通じて国民保護に関する情報を配信した。

被害状況等

○Jアラート送信地域に対し、被害状況等を確認した結果、全ての地方公共団体（12道県）から、ミサイル発射による被害なしとの報告を受けた。

北朝鮮によるミサイル発射事案②（平成29年9月15日）

<弾道ミサイル発射の概要>

9月15日（金）

6時57分頃 北朝鮮西岸から東北地方方面にミサイル発射

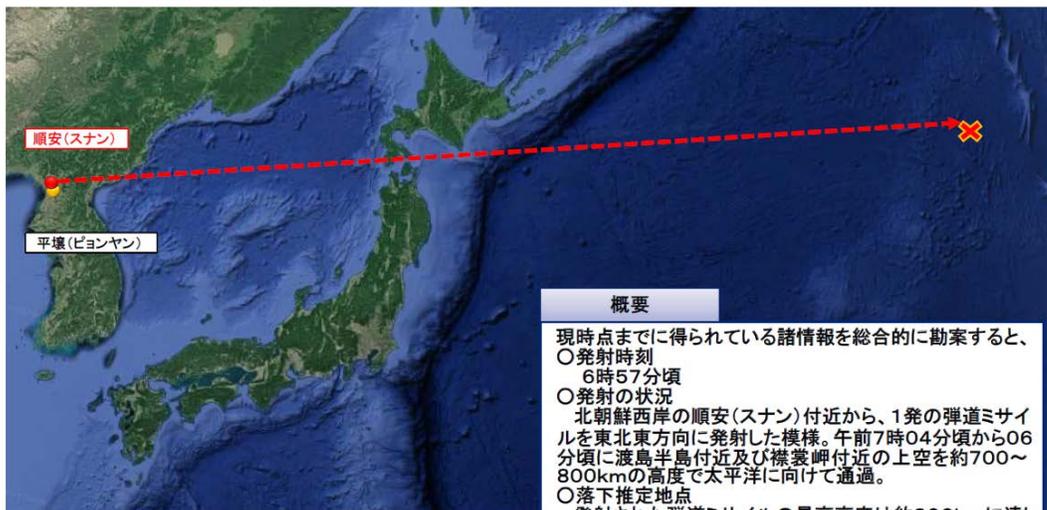
7時06分頃 北海道渡島半島及び襟裳岬の上空を太平洋に向けて通過

7時16分頃 襟裳岬の東約2,200kmの太平洋（我が国の排他的経済水域（EEZ）外）に落下したものと推定

携帯電話に配信された実際の緊急速報メール

17年9月15日の北朝鮮によるミサイルの発射について
（イメージ）

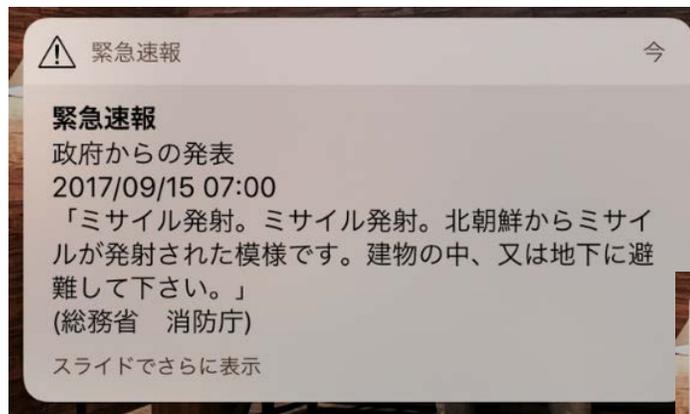
2017年9月15日
防衛省



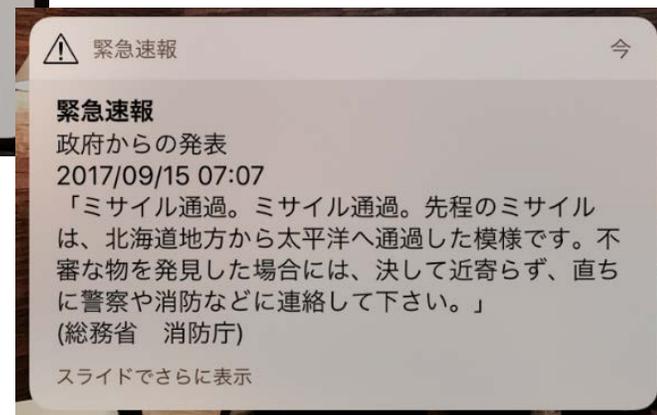
概要

現時点までに得られている諸情報を総合的に勘案すると、
○発射時刻
6時57分頃
○発射の状況
北朝鮮西岸の順安(スナン)付近から、1発の弾道ミサイルを東北東方向に発射した模様。午前7時04分頃から06分頃に渡島半島付近及び襟裳岬付近の上空を約700~800kmの高度で太平洋に向けて通過。
○落下推定地点
発射された弾道ミサイルの最高高度は約800kmに達し、約3,700km飛行し、午前07時16分頃、襟裳岬の東約2,200kmの太平洋上に落下。落下地点は我が国の排他的経済水域(EEZ)外と推定。
○弾種
詳細は分析中(飛行距離等を踏まえれば、本年8月29日に発射された中距離弾道ミサイルであった可能性)。

（発射情報）



（通過情報）



北朝鮮によるミサイル発射事案②（平成29年9月15日）

消防庁の対応

9月15日（金）

- 7時00分 消防庁長官を長とする消防庁緊急事態調整本部を設置
- 7時00分 発射情報をJアラートで伝達（対象12道県※）
※北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県
- 7時07分 通過情報をJアラートで伝達（対象12道県※）
- 8時30分 北朝鮮による弾道ミサイルとみられる飛翔体発射に伴う消防庁の対応について（第1報）都道府県に情報提供
- 8時35分 同（第2報）都道府県に情報提供
- 9時20分 同（第3報）都道府県に情報提供
- 10時30分 同（第4報）都道府県に情報提供
- 17時30分 国民保護運用室長を長とする消防庁第1次情報連絡室へ改組

住民に対する情報伝達の状況

- Jアラートによる発射・通過情報が、送信地域の全ての市町村で正常に受信されたことを確認。
- Jアラートが送信された全ての市町村で緊急速報メールが受信されたことを確認。
- 9月15日（金）10時10分現在、市町村から住民への情報伝達ができなかったとの報告はない。

被害状況等

- Jアラート送信地域に対し、被害状況等を確認した結果、全ての地方公共団体（12道県）から、ミサイル発射による被害なしとの報告を受けた。

住民の避難行動について

北朝鮮弾道ミサイルに対応したJアラートによる情報伝達

弾道ミサイル発射

(1) ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射されたものとみられます。建物の中、又は地下に避難して下さい。」

日本に落下する可能性があるとは判断した場合

(2) 直ちに避難することの呼びかけ

「直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難して下さい。ミサイルが落下するものとみられます。直ちに避難して下さい。」

(3) 落下場所等についての情報

「ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが●●地方に落下したものとみられます。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。」

追加情報

日本の上空を通過した場合

(2) ミサイル通過情報

「ミサイル通過。ミサイル通過。先程のミサイルは、●●地方から●●へ通過したものとみられます。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。」

日本の領海外の海域に落下した場合

(2) 落下場所等についての情報

「先程のミサイルは、●●海に落下したものとみられます。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。」

(注1) 状況に応じて送信するため、上記のメッセージを全て送信するとは限りません。

(注2) 上記のメッセージは、状況に応じ、変更する可能性があります。

(注3) 自衛隊によるミサイルの迎撃の状況等により情報伝達の流れが変わる可能性があります。

弾道ミサイル落下時の行動についての住民への周知



弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

①速やかな避難行動

②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。



国民保護ポータルサイト

武力攻撃やテロなどから身を守るために



事前に確認しておきましょう。

http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryou/hogo_manual.html

—— ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧になれます ——



首相官邸
ホームページ
www.kantei.go.jp/



Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
@Kantei_Saigai



Jアラート (例) 直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難して下さい。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難して下さい。

メッセージが流れたら

落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外に
いる場合

近くの建物の中か
地下に避難。

(注) できれば頑丈な建物が望ましいものの、近くになければ、それ以外の建物でも構いません。

建物がない場合

物陰に身を隠すか、
地面に伏せて頭部を守る。

屋内に
いる場合

窓から離れるか、
窓のない部屋に移動する。

近くに
ミサイル
落下!

- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

<テレビCM>

平成29年6月23日(金)～7月6日(木)の2週間
全国民放43局、30秒スポット

<新聞広告>

平成29年6月23日(金)～25日(日)
全国70紙、記事下全5段、カラー

<インターネット広告>

平成29年6月26日(月)～7月9日(日)
Yahoo! JAPANブランドパネル
(PC/スマートフォン)

<首相官邸のソーシャルメディア>

政府広報テレビCM放送開始に合わせて、官邸LINEや、官邸(災害・危機管理情報)Twitterなどによる広報を実施

弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の概要

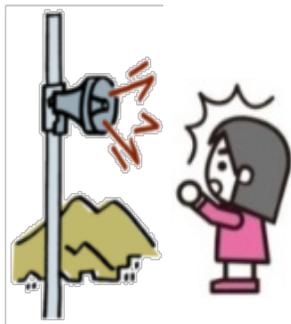
○北朝鮮による弾道ミサイルの発射が相次ぎ、国民の不安感が今までになく高まっている状況

○弾道ミサイルが我が国に落下する可能性がある場合における対処について、より一層国民の理解を促進する必要性



ミサイル発射

国からJアラート、エムネット等を使った情報伝達



防災行政無線
(屋外スピーカー)



避難行動



登録制メール など

＜住民避難訓練実施状況＞

(H30. 4. 1現在)

国と地方自治体との共同訓練	27 団体
地方自治体の単独訓練	144 団体

訓練内容

＜屋外にいる参加者＞

- ・ 近隣の建物の屋内に避難
(具体的な避難先は参加者がその場で判断)
- ・ 屋内避難が間に合わない場合は、その場で伏せる等

＜自宅にいる参加者＞

- ・ 自宅から出て近隣の頑丈な建物の屋内に避難するか、そのまま自宅へとどまる
- ・ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する
(自宅から出るか否か、及び自宅から出た場合の具体的な避難先は、参加者がその場で判断)



弾道ミサイルを想定した住民避難訓練風景(1)



小学校での避難の様子



駅前での避難の様子



用水路の橋の下に避難する参加者



体育館に避難した児童と住民



地下に避難する参加者



土管の中に避難する参加者

弾道ミサイルを想定した住民避難訓練風景(2)



商業施設での避難の様子



介護施設での避難の様子



避難が間に合わず塀に身を隠す参加者



野球場での避難の様子



保育園での避難の様子



屋内で窓から離れて避難する参加者

北朝鮮によるミサイル発射事案に関する 住民の意識・行動等についての調査結果

平成29年8月29日(火)及び9月15日(金)の北朝鮮によるミサイル発射事案に関し、Jアラートにより弾道ミサイルに関する情報伝達が行われた12道県(※)に居住されている住民の方々を対象に、当日の意識・行動等について、共通の設問により市町村役場による住民アンケート調査及び民間調査会社によるインターネット調査を実施。

※12道県...北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県

(1) 市町村役場による住民アンケート調査

① 調査方法

Jアラートが送信された12道県617市町村において、市町村の職員が、市町村役場の窓口を訪れた方(原則として市は男女各2人、町村は男女各1人)の中から、任意で選定した人にアンケート調査への回答を依頼。なお、年齢層に偏りが生じないように配慮。

② 調査実施時期及び回答状況

○ 調査実施時期

8月29日の事案：9月12日～22日

9月15日の事案：9月20日～29日

○ 回答状況

8月29日の事案：12道県615市町村1,645人(回答率99.6%)

9月15日の事案：12道県614市町村1,649人(回答率99.8%)

(2) 民間調査会社によるインターネット調査

① 調査方法

民間調査会社が、Jアラートが送信された12道県に住所を登録しているモニターから抽出した方に回答を依頼。なお、各道県の人口における年齢構成に合わせて回答を依頼。

② 調査実施時期及び回答状況

○ 調査実施時期

8月29日の事案：10月4日～10日

9月15日の事案：10月16日～24日

○ 回答状況

8月29日の事案：12道県5,000人

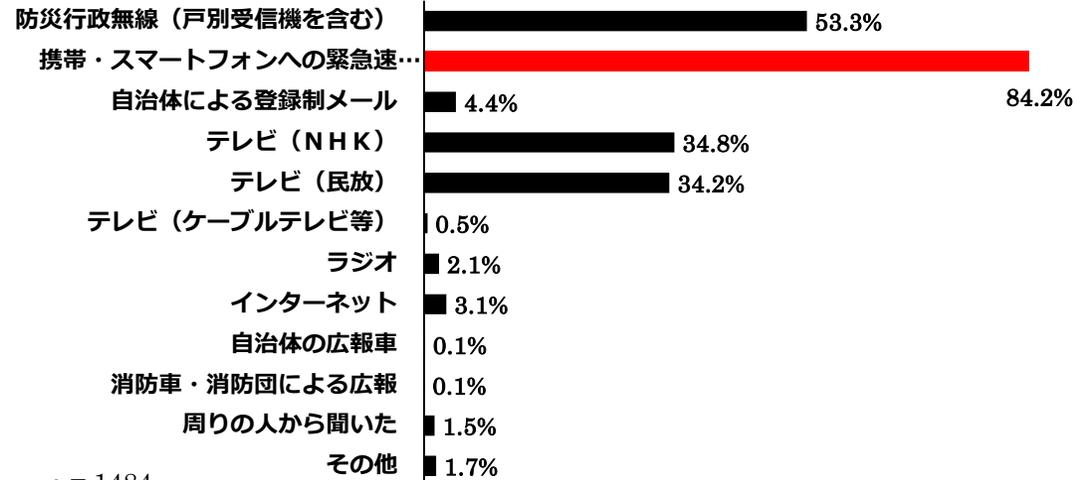
9月15日の事案：12道県5,000人

北朝鮮によるミサイル発射事案に関する 住民の意識・行動等についての調査結果

どのような手段でミサイル発射について知りましたか？（複数回答）

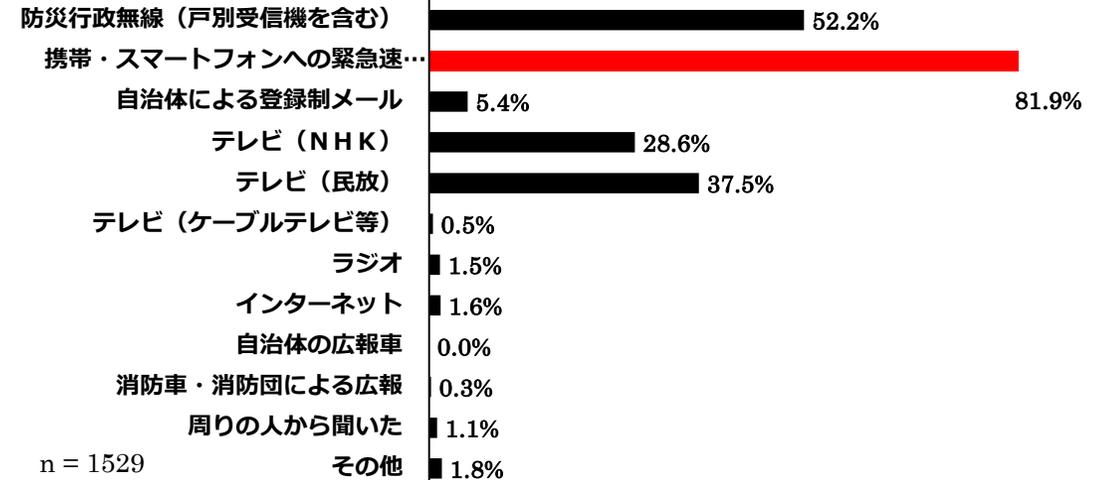
住民アンケート調査

【8月29日】



n = 1484

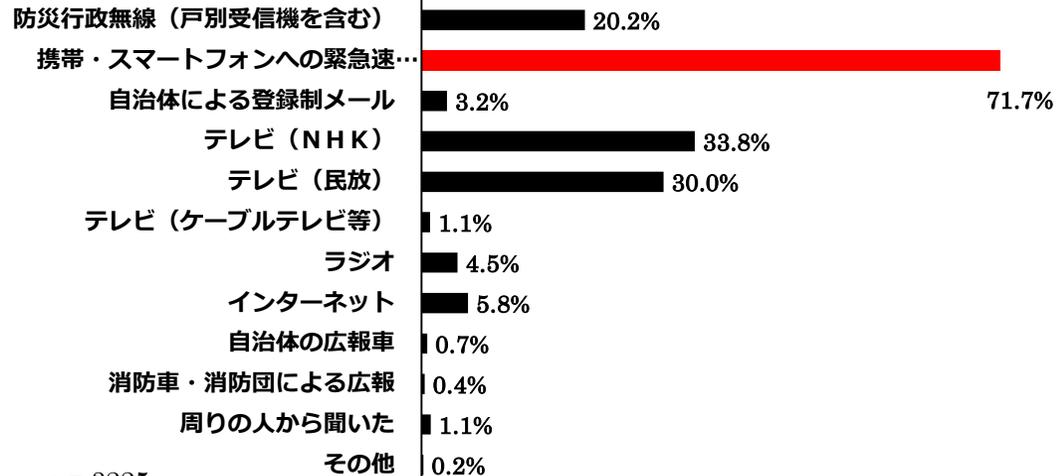
【9月15日】



n = 1529

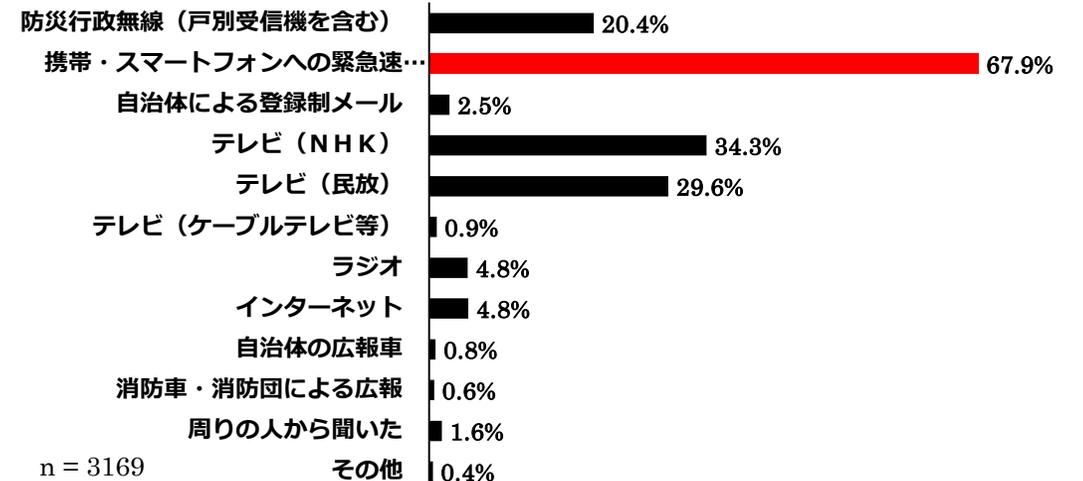
インターネット調査

【8月29日】



n = 3225

【9月15日】

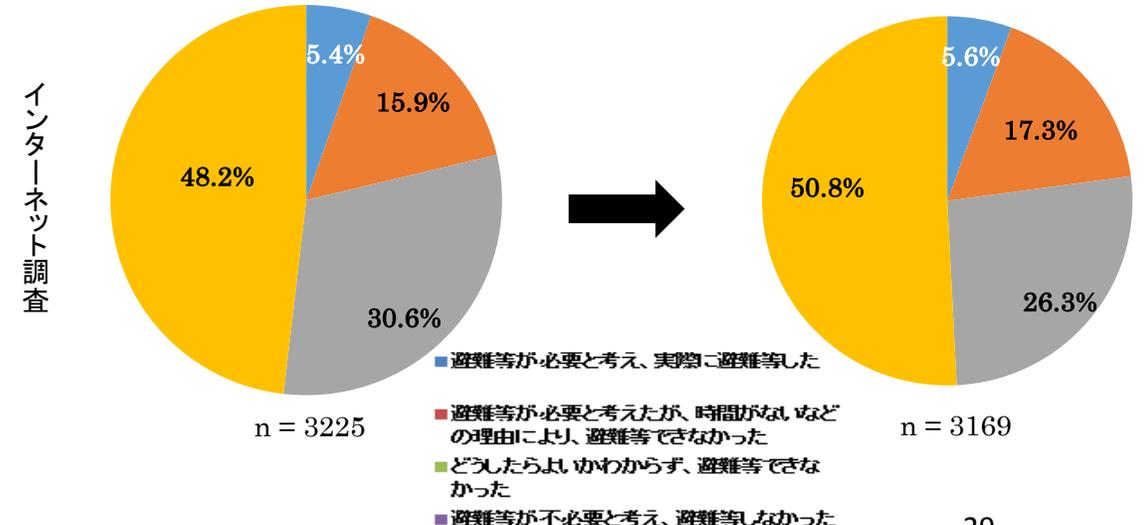
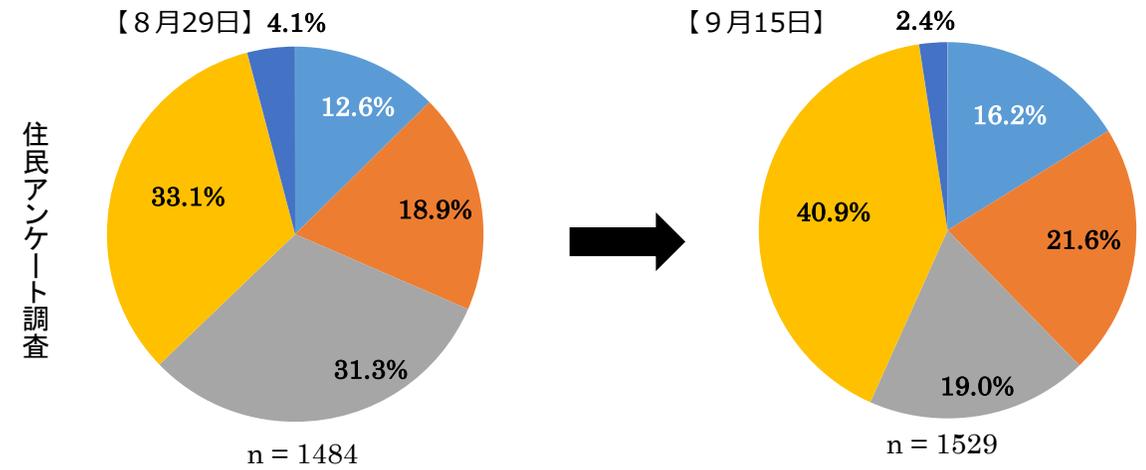
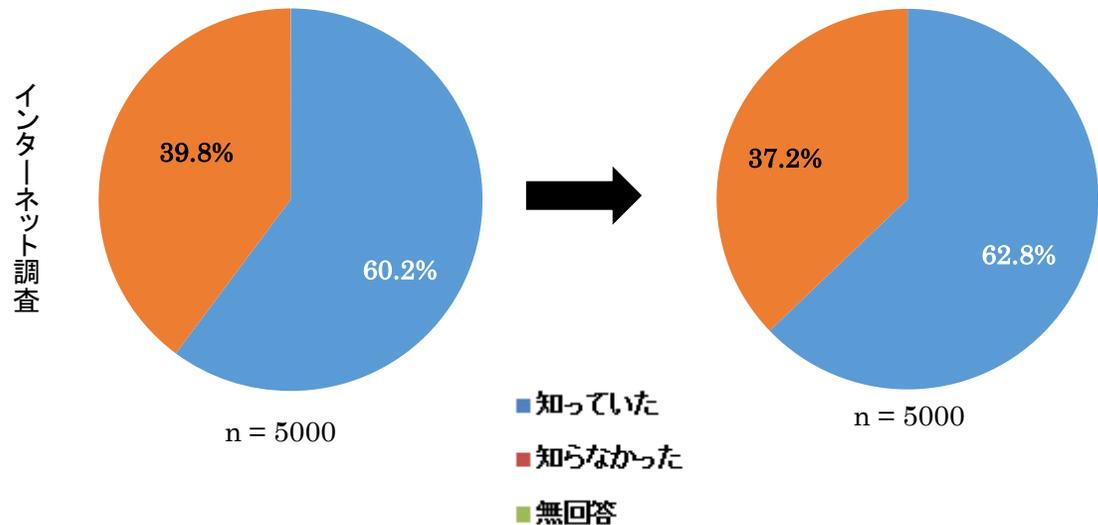
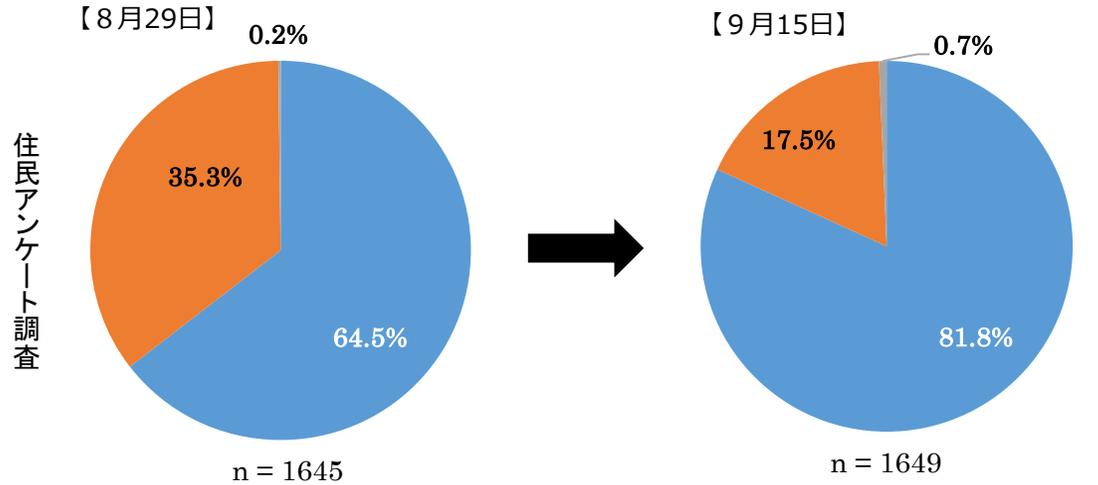


n = 3169

北朝鮮によるミサイル発射事案に関する 住民の意識・行動等についての調査結果

弾道ミサイルに備えてとるべき身の安全を守るための行動をご存知でしたか？

ミサイル発射を知った後、避難等を行いましたか？

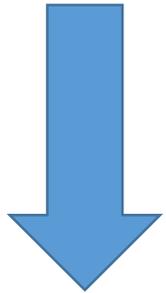


避難施設の指定状況

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年6月18日法律第112号）

第148条（避難施設の指定）

- 1 都道府県知事は、住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うため、あらかじめ、政令で定める基準を満たす施設を避難施設として指定しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により避難施設を指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。



注 政令で定める基準は以下のとおり。

- 1 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。
- 2 避難住民等を受入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。
- 3 速やかに、避難住民等を受入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 4 火災その他の災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 5 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

平成29年4月1日現在全国で 91,735 箇所指定

- コンクリート造り 51,958 箇所（56.6%）
- 地下への避難が可能な施設 663 箇所（0.7%）

【施設類型別】

○小中学校等学校	43,606 箇所	○公共施設	32,204 箇所
○緑地・公園	12,259 箇所	○福祉施設	2,024 箇所
○民間企業	248 箇所		

都道府県別の避難施設の指定状況については

「内閣官房国民保護ポータルサイト」 (<http://www.kokuminhogo.go.jp/hinan/index.html>) に掲載

避難施設の指定の促進

<最近の取組>

- 都道府県国民保護担当課長会議（平成29年9月14日開催）において、地下施設など積極的な避難施設の指定を要請。
- 東京都、主要都市に地下街を有する道府県、公営地下鉄を有する政令指定都市等を訪問し、避難施設の指定を要請中。
- 「避難施設の指定促進について」（平成29年11月20日付け消防国第100号消防庁国民保護室長通知（※））を発出し、都道府県による避難施設の指定を促進。

※ 通知の要点

昨今の情勢を鑑み、各地域において人口等に比して避難施設が適切に確保されているか改めて検証することが重要。下記に留意し、避難施設の指定の更なる促進等に取り組むよう依頼。

- 自然災害における避難先として、市町村長が災害対策基本法に基づき指定している指定緊急避難場所及び指定避難所を、弾道ミサイル攻撃等の武力攻撃等から避難するための国民保護法に基づく避難施設として活用できる施設がないか確認されたいこと。
- 避難施設として指定する施設の類型について、各団体の指定方針に違いがあることから、他団体の指定状況を確認し、指定に当たっての参考とされたいこと（高等学校、大学、民間施設等について積極的に検討）。
- 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難において、コンクリート造り等の堅ろうな建築物及び地下施設への避難が有効と考えられることから、積極的に避難施設の指定を検討されたいこと。地下街、地下駅舎のほか、地域の実情に応じて、建築物の地下階、地下駐車場、地下通路等も活用しうると考えられること。

地下施設の避難施設の指定事例

和歌山駅前西口地下広場（「わかちか広場」）



提供：和歌山県



提供：和歌山市



【施設概要】

整備：平成14年10月

面積：2,940㎡

構造：コンクリート造り、地下1階

収容人員：980人

保有設備：トイレ（障がい者用トイレあり）、
冷暖房設備、エレベーター、
エスカレーター、非常用電源

管理：和歌山市商工振興課、道路管理課

開場時間：6:00～24:00

【施設の特徴】

- ・ JR和歌山駅前に立地
(和歌山駅乗降客数：38,782人/日)
- ・ 平素は、和歌山駅やその周辺の商業施設の利便性向上や、駅前の立地を生かしたイベント開催など、地域の活性化につなげる施設として和歌山市が整備。
- ・ JR和歌山駅、駅前地下駐車場や商業施設（近鉄百貨店等）に直結。
- ・ **平成29年4月1日**、弾道ミサイルからの退避場所として、新たに指定。
(災対法の指定緊急避難場所等には指定せず。)